

JIS 確認の申出に係る審議について

日本産業規格（以下、**JIS** という。）は、産業標準化法に基づき、**JIS** を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の **JIS** があることから効率的な運用のために、毎年度一括して **JIS** 見直しを行うこととしております。**JIS** の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。

今回のご審議は、別添 1 の（3）**JIS** 確認の申出に係る審議です。

前回の電子分野産業標準作成委員会（2022 年 12 月 19 日議決）でご承認いただいた、2023 年度に見直し期限を迎える電子分野の **JIS** のうち 2023 年度中の公示予定を「確認」とする **JIS** について、**JSA** ウェブサイトに **JIS** 作成予定一覧表の公表を掲載し、利害関係者の意向を確認したところ、利害関係者からのご意見等はありませんでした。

この結果を踏まえて、別添 2 に、2023 年度中の公示予定を「確認」とする **JIS** 及び作成審議経過等を作成いたしましたので、これらの **JIS** を「確認」としてよろしいか最終のご審議をお願いいたします。

委員会において議決された場合には、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

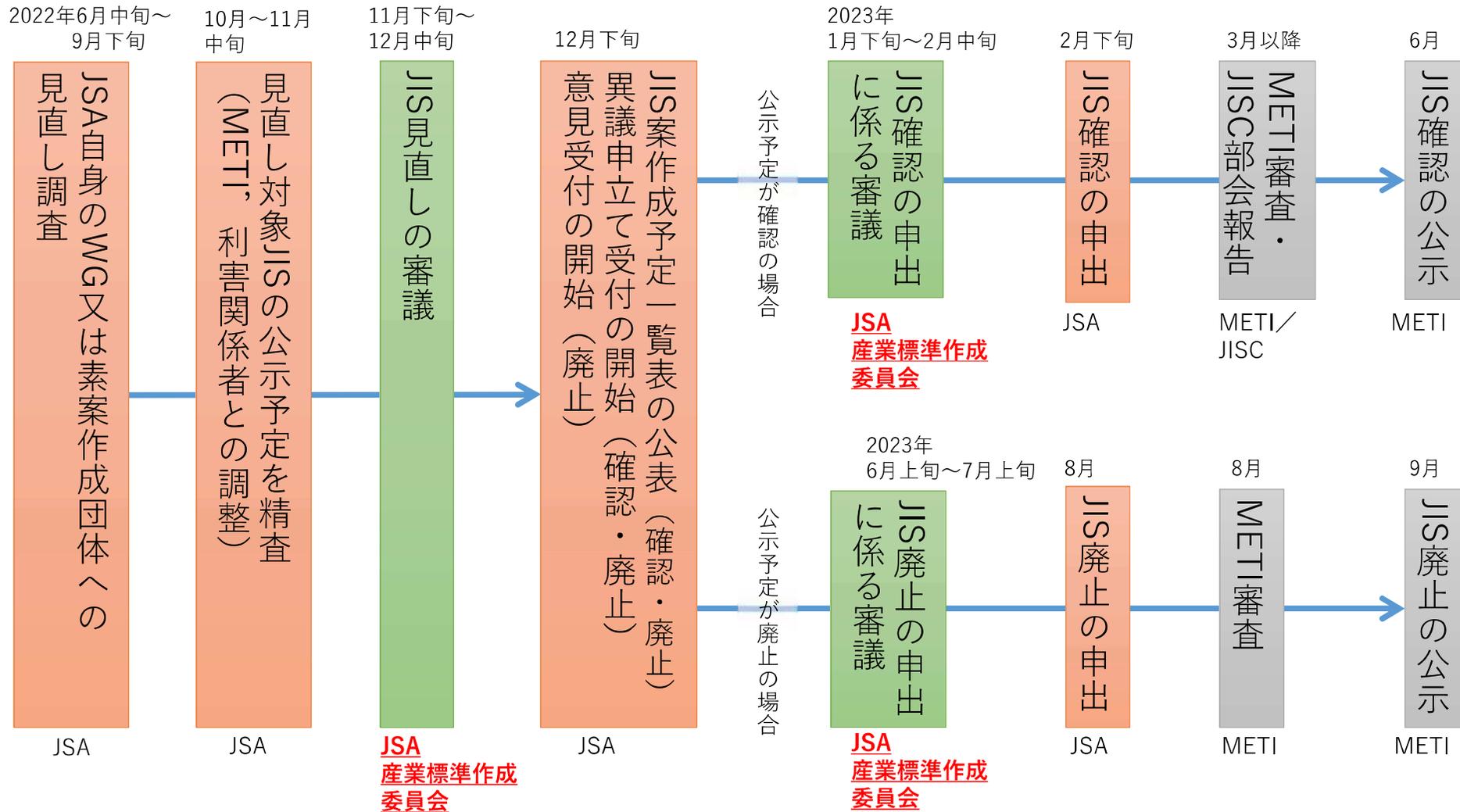
注記 1 **JIS** 法令上、別添 2 別紙 2 の 3. ②**JIS** 作成予定一覧表の公表、③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保及び④異議申立ての機会の確保は、主務大臣に対して申出を行うまでの過程において行うこととしております。審議中又は審議後に意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。

注記 2 「確認」とする理由や **JIS** に関する書誌情報は、**JSA** ウェブサイトに掲載している前回の産業標準作成委員会の審議資料をご参照ください。

JSA ウェブサイトの URL <https://webdesk.jisa.or.jp/jis/W50M0100>

JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。
 その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。
 その後、産業標準作成委員会にお諮りします。
- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
 - ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
引用（参照）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用（参照）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

日本産業規格作成審議経過報告書（確認）

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS C 0806-2 自動実装部品の包装—第 2 部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装 外 94 件（別紙 1 のとおり）

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙 1 の日本産業規格は、産業標準化法第 17 条の規定による見直し期限を 2023 年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

(1) 認定産業標準作成機関名；一般財団法人日本規格協会（JSA）

(2) 法令上の区分；

産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項に基づく申出

(3) 産業標準作成委員会名；

電子分野産業標準作成委員会

(4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況；

別紙 2 に記載のとおり。

(5) 作成審議経過

別紙 2 に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	C0806-2	自動実装部品の包装—第2部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装
2	C2560-1	フェライト磁心—第1部：通則
3	C4523	制御用リードリレー
4	C5101-2-1	電子機器用固定コンデンサ—第2-1部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準E及びEZ
5	C5101-4	電子機器用固定コンデンサ—第4部：品種別通則—固定アルミニウム固体（MnO ₂ ）及び非固体電解コンデンサ
6	C5101-9-1	電子機器用固定コンデンサ—第9-1部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類2 評価水準EZ
7	C5101-13	電子機器用固定コンデンサ—第13部：品種別通則：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ
8	C5101-13-1	電子機器用固定コンデンサ—第13-1部：ブランク個別規格：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準E及びEZ
9	C5101-14	電子機器用固定コンデンサ—第14部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサ
10	C5101-16-1	電子機器用固定コンデンサ—第16-1部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ 評価水準E及びEZ
11	C5101-17-1	電子機器用固定コンデンサ—第17-1部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ 評価水準E及びEZ
12	C5101-18	電子機器用固定コンデンサ—第18部：品種別通則—表面実装用固定アルミニウム固体（MnO ₂ ）及び非固体電解コンデンサ
13	C5201-8	電子機器用固定抵抗器—第8部：品種別通則：表面実装用固定抵抗器
14	C5402-15-2	電子機器用コネクタ—試験及び測定—第15-2部：コネクタ試験（機械的試験）—試験15b：ハウジング内のインサート保持（軸方向）
15	C5402-15-3	電子機器用コネクタ—試験及び測定—第15-3部：コネクタ試験（機械的試験）—試験15c：ハウジング内のインサート保持（ねじれ方向）
16	C5402-15-5	電子機器用コネクタ—試験及び測定—第15-5部：コネクタ試験（機械的試験）—試験15e：インサート内のコンタクト保持，ケーブルの回転（ <i>nutatation</i> ）
17	C5402-16-1	電子機器用コネクタ—試験及び測定—第16-1部：コンタクト及びターミネーションの機械的試験—試験16a：プローブダメージ
18	C5402-16-6	電子機器用コネクタ—試験及び測定—第16-6部：コンタクト及びターミネーションの機械的試験—試験16f：ターミネーション強度
19	C5532	音響システム用スピーカ
20	C5630-2	マイクロマシン及びMEMS—第2部：薄膜材料の引張強さ試験方法

21	C5630-3	マイクロマシン及びMEMS—第3部：薄膜材料の標準試験片
22	C5630-12	マイクロマシン及びMEMS—第12部：MEMS構造体の共振振動を用いた薄膜材料の曲げ荷重疲労試験方法
23	C5630-13	マイクロマシン及びMEMS—第13部：MEMS構造体のための曲げ及びせん断試験による接合強度試験方法
24	C5870	干渉フィルタ通則
25	C5876-1	位相子通則
26	C5910-1	波長選択性のない光ブランチングデバイス—第1部：通則
27	C5916-3	光ファイバ形分散補償器
28	C5926-1	光伝送用光フィルタ—第1部：通則
29	C5932-3	光アイソレータ—第3部：シングルモード光ファイバピッグテール形光アイソレータ
30	C5934	光伝送用レンズ通則
31	C5940	光伝送用半導体レーザ通則
32	C5941	光伝送用半導体レーザ測定方法
33	C5950	光伝送用発光ダイオード通則
34	C5951	光伝送用発光ダイオード測定方法
35	C5952-1	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第1部：総則
36	C5952-2	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第2部：MT-RJ（F19形）コネクタ付10ピンSFF形光トランシーバ
37	C5952-3	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第3部：MT-RJ（F19形）コネクタ付20ピンSFF形光トランシーバ
38	C5952-5	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第5部：SC（F04形）コネクタ付1×9ピン光送信・受信モジュール及び光トランシーバ
39	C5952-6	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第6部：ATM-PON用光トランシーバ
40	C5952-7	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第7部：LCコネクタ付10ピンSFF形光トランシーバ
41	C5952-8	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第8部：LCコネクタ付20ピンSFF形光トランシーバ
42	C5952-9	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第9部：MU（F14形）コネクタ付10ピンSFF形光トランシーバ
43	C5952-10	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第10部：MU（F14形）コネクタ付20ピンSFF形光トランシーバ
44	C5952-11	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第11部：14ピン変調器集積形半導体レーザ送信モジュール
45	C5952-12	光伝送用能動部品—パッケージ及びインタフェース標準—第12部：同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュール
46	C5953-3	光伝送用能動部品—性能標準—第3部：40Gb/s帯変調器集積形半導体レーザモジュール
47	C5953-4	光伝送用能動部品—性能標準—第4部：1300nmギガビットイーサネット用光トランシーバ

48	C5953-5	光伝送用能動部品—性能標準—第5部：半導体レーザ駆動回路及びクロックデータ再生回路内蔵ATM-PON用光トランシーバ
49	C5954-1	光伝送用能動部品—試験及び測定方法—第1部：総則
50	C5954-2	光伝送用能動部品—試験及び測定方法—第2部：ATM-PON用光トランシーバ
51	C5973	F04形光ファイバコネクタ（SCコネクタ）
52	C5974	F05形単心光ファイバコネクタ
53	C5980	F11形光ファイバコネクタ
54	C5983	F14形光ファイバコネクタ（MUコネクタ）
55	C5985	F16形光ファイバコネクタ（SC-SRコネクタ）
56	C5986	F17形光ファイバコネクタ（MU-SRコネクタ）
57	C5990	光伝送用フォトダイオード通則
58	C5991	光伝送用フォトダイオード測定方法
59	C6102-1	AM/FM放送受信機試験方法—第1部：一般的事項及び可聴周波測定を含む試験
60	C6102-2	AM/FM放送受信機試験方法—第2部：AM放送受信機
61	C6102-3	AM/FM放送受信機試験方法—第3部：FM放送受信機
62	C6110	低速光伝送リンク用送・受信モジュール通則
63	C6111	低速光伝送リンク用送・受信モジュール測定方法
64	C6121-6-1	光増幅器—第6-1部：インターフェース—コマンドセット
65	C6122-4-1	光増幅器—測定方法—第4-1部：過渡パラメータ—二波長法を用いた利得パラメータ測定
66	C6122-4-2	光増幅器—測定方法—第4-2部：過渡パラメータ—広帯域光源法を用いた利得パラメータ測定
67	C6122-6	光ファイバ増幅器—測定方法—第6部：漏れ励起光パラメータ測定方法
68	C6122-7	光ファイバ増幅器—測定方法—第7部：波長帯域外挿入損失測定方法
69	C6123-1	光増幅器—性能仕様テンプレート—第1部：単一チャネル用光増幅器
70	C61280-2-1	光ファイバ通信サブシステム試験方法—第2-1部：受信感度及びオーバーロード測定
71	C61280-2-3	光ファイバ通信サブシステム試験方法—第2-3部：ジッタ及びワンド測定
72	C61300-2-6	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-6部：かん合部締結強度試験（軸方向引張り）
73	C61280-2-12	光ファイバ通信サブシステム試験方法—第2-12部：伝送信号品質評価のためのソフトウェアトリガリング技術を用いたアイパターン及びQ値測定
74	C61300-2-27	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-27部：ダスト試験（層流）
75	C61300-2-55	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-55部：光ファイバアダプタ取付強度試験—軸方向
76	C61300-3-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第3-1部：外観検査及び機械的検査
77	C61300-3-22	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第3-22部：フェルール押圧力測定
78	C61812-1	産業用及び住宅用タイマー—第1部：要求事項及び試験

79	C6183-1	光スペクトラムアナライザ—第1部：試験方法
80	C6184	光ファイバ用光パワーメータ試験方法
81	C6185-2	オプティカルタイムドメインリフレクトメータ(OTDR) —第2部：校正方法—シングルモード光ファイバ用OTDR
82	C6185-3	オプティカルタイムドメインリフレクトメータ(OTDR) —第3部：校正方法—マルチモード光ファイバ用OTDR
83	C6187-2	光波長計—第2部：校正方法
84	C6191	波長可変光源試験方法
85	C6830	光ファイバコード
86	C6832	石英系マルチモード光ファイバ素線
87	C6833	多成分系マルチモード光ファイバ素線
88	C6834	プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ素線
89	C6841	光ファイバ心線融着接続方法
90	C6870-1-2	光ファイバケーブル—第1-2部：光ファイバケーブル特性試験方法—総則及び定義
91	C6870-1-21	光ファイバケーブル—第1-2-1部：光ファイバケーブル特性試験方法—機械特性試験方法
92	C6870-1-22	光ファイバケーブル—第1-2-2部：光ファイバケーブル特性試験方法—環境特性試験方法
93	C6870-1-23	光ファイバケーブル—第1-2-3部：光ファイバケーブル特性試験方法—ケーブルエレメント特性試験方法
94	C6870-1-24	光ファイバケーブル—第1-2-4部：光ファイバケーブル特性試験方法—電気特性試験方法
95	C9913	電子機器からの揮発性有機化合物(VOC)及びカルボニル化合物放散測定方法—チャンバー法

1. 産業標準作成委員会の委員構成表

1.1 電子分野産業標準作成委員会構成員名簿

	氏名	所属	種別
(委員長)	平本 俊郎	東京大学	中立者
(委員)	藤井 哲郎	東京都市大学	
	山田 誠	大阪公立大学	
	山口 大輔	総務省国際戦略局通信規格課	
	内藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	使用者
	河村 真紀子	主婦連合会	
	松井 隆	日本電信電話株式会社	
	石井 紀彦	日本放送協会	
	(関係者)	諏訪 正樹	KOA株式会社
渋谷 隆		株式会社白山	
(事務局)	山本 健一	経済産業省産業技術環境局国際電気標準課	-
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会	
	山本 久義	一般財団法人日本規格協会	
	清水 祐貴	一般財団法人日本規格協会	

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数 (名)
2022年12月19日	産業標準作成委員会	10/10
2023年2月XX日(予定)	産業標準作成委員会	○/10

3. 作成審議経過

- ①産業標準案作成対象テーマの審議（JIS見直しの審議）；
2022年12月19日 産業標準作成委員会議決
- ②JIS作成予定一覧表の公表；
2022年12月28日～申出予定日（2023年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保；
2022年12月28日～申出予定日（2023年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ④異議申立ての機会の確保；
2022年12月28日～申出予定日（2023年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ⑤産業標準案の作成及び審議（確認の申出に係る審議）；
2023年2月XX日（予定） 産業標準作成委員会議決
- ⑥議事録及び委員会資料の公開；
2023年2月XX日（予定） JSAウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容

参加： 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果

異議申立ての有無： 無